



一般質問発言通告書

2019年11月26日
午後3時55分受付
(通告書 2枚)No.1

下記の事項について、質問したいので通告します。

2019年11月26日

つくば市議会議員 神谷 大蔵様

つくば市議会議員

小森谷佐弥香



質問事項	要旨	答弁者
1 香害に代表される化学物質過敏症への対応について	<p>一昨年の6月議会で「化学物質過敏症」について取り上げ、とりわけ強い香りを伴う製品（例えば柔軟剤・合成洗剤・ヘアスプレー・制汗剤など）による健康被害である香りの害＝「香害」に対して市の認識や対応策について伺いました。</p> <p>その後、小中学校では今年3月に「強い香りに困っているお子さんがいます」という啓発チラシが配布されたことは、一歩進められたと評価します。</p> <p>ただ、これらの害のことを市民に理解してもらうためには、害を受けやすい小さな子どもが集まる保育所、幼稚園、また多くの人を利用する交流センターや市民窓口における啓発も必要だと考えます。現状と今後の取り組みについて伺います。</p> <p>(1) 保育所、幼稚園、学校での教職員と保護者に対する啓発 (2) 市役所、地域交流センターの職員と利用する市民に対する啓発</p>	市長 担当部長
2 ヒトにも環境にもより安全で持続可能な洗剤の使用について	<p>公共施設における洗剤の使用について、どのような洗剤を選択すべきか、という視点で伺います。</p> <p>公共施設で使用する洗剤には主に手洗い用、食器用、清掃用、洗濯用とありますが、このような洗剤には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）で第一種指定化学物質の対象となっている成分が含まれています。合成洗剤のうち化管法で</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

<p>3 ごみの最終処分量の減量について</p>	<p>第一種指定化学物質とされている成分は9種類あり、家庭から排出される指定物質のおよそ7割を占めるほどです。</p> <p>第一種指定化学物質は「人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質」と定義されており、これらの排出量を減らすことは、ヒトにも環境にもより安全で持続可能な社会をつくることに通じていると考えます。</p> <p>一人ひとりの市民にこれらのことを周知するために市が率先して洗浄剤の選択をしていくことは非常に有益である、との思いから以下の点を伺います。</p> <p>(1) つくば市内の公共施設（保育所、幼稚園、学校、給食センター、交流センター、庁舎等）での、洗浄剤の選択基準、使用状況</p> <p>(2) 「つくば市役所グリーン購入推進方針」には清掃時の配慮事項として「清掃に使用する洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること」との記載があるが、もっと適用範囲や対象施設を拡大する考えはあるか</p> <p>本市では市内に最終処分場を保有しておらず、焼却灰や不燃性残渣は県内他市の民間施設に委託処理をしています。その施設があと5年以内でいっぱいになってしまうという現状を踏まえ、以下伺います。</p> <p>(1) 家庭ごみについて、燃やせるごみの中にリサイクルできるものがかなりの割合で混入しているが、ごみの分別推進についての現状と今後の取り組み</p> <p>(2) 事業系ごみの分別の現状と今後の取り組み</p> <p>(3) ごみの最終処分量の減量について、どのような施策をとっていく考えか</p>	<p>市長 担当部長</p>
--------------------------	---	--------------------

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。